

第 4 章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（以下、「地域特性」とする。）について、既存の文献又は資料に基づきとりまとめた。

地域特性をとりまとめるに当たって、都市計画対象道路の事業実施区域を含むその周囲の範囲（事業実施区域の周囲約3kmが含まれる範囲）を「調査区域」とし、事業実施区域が属する市村（駒ヶ根市、宮田村、伊那市）を「調査対象地域」とした。対象道路事業に係る地域特性の把握は、原則として「調査区域」で行い、統計資料等が行政単位による場合、「調査対象地域」で把握した。「調査区域」及び「調査対象地域」を図4-1に示す。なお、南箕輪村は、一部が都市計画対象道路事業実施区域の周囲約3kmに含まれるものの、南箕輪村の端部のみであること、調査区域とした約3kmは項目で最大となる景観の調査地域を目安としており、当該区域に景観資源等の予測評価すべき対象が存在しないことから、調査対象地域から除外した。

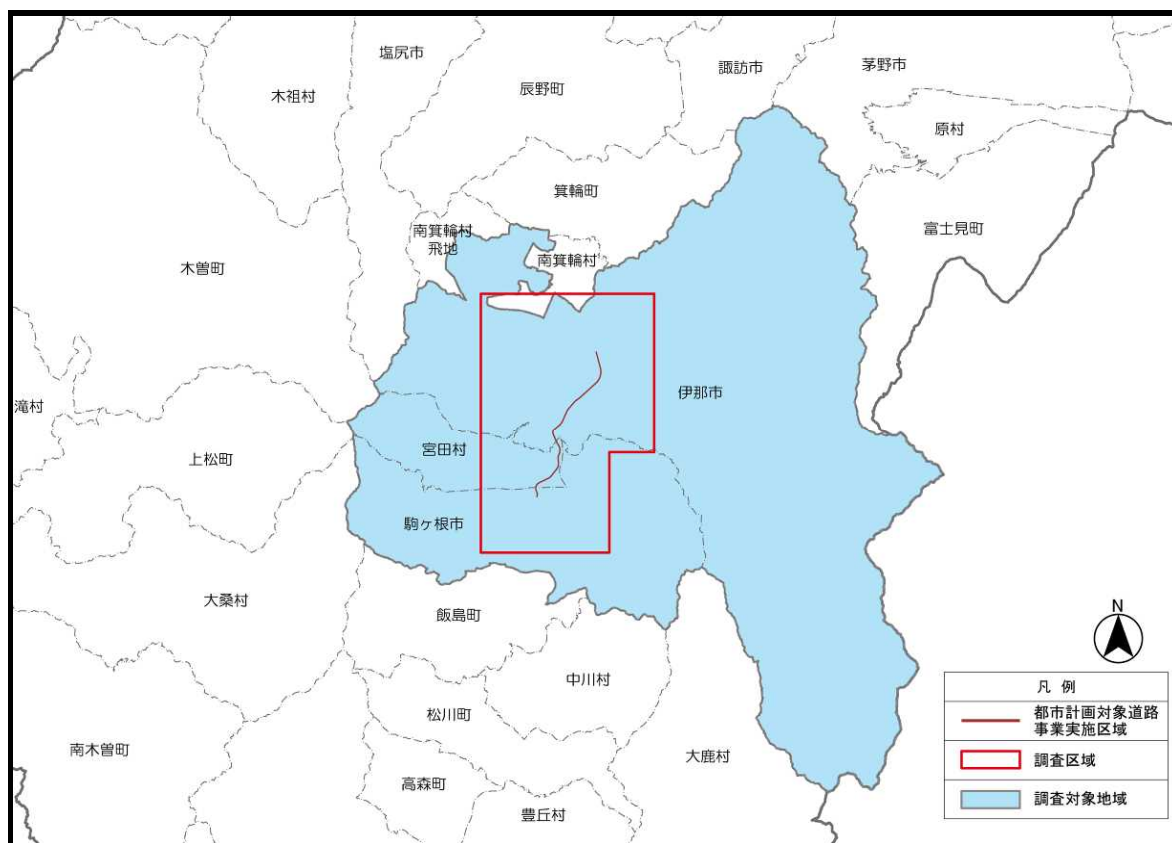


図 4-1 調査区域及び調査対象地域の位置

4.1 自然的状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の自然的状況を既存の文献又は資料に基づきとりまとめた。その調査結果の概要を表 4.1-1（P4-2～3）に示す。

表 4.1-1(1)調査結果の概要(自然的状況)

項目		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
大気環境の状況	気象の状況	調査区域が位置する長野県南部は、内陸特有の気候が明瞭であり、冬季は季節風が山脈を越えてくるため空気が乾燥し、晴れの日が続く。また、調査区域は盆地のため昼と夜の気温差が大きい。 調査区域には、伊那地域気象観測所が存在し、過去 11 年（平成 19 年～平成 29 年）の平均気温は 12.1℃、平均年降水量は 1,514.0mm、平均風速は 2.5m/s である。また、平成 29 年度の最高気温は 30.9℃、最多降水量は 279.0mm、平均風速の最大値は 3.0m/s である。
	大気質の状況	調査区域には、一般環境大気測定局の伊那局が存在し、平成 28 年度の環境基準達成状況は、達成が二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質、未達成が光化学オキシダントである。 また、伊那局では有害大気汚染物質の濃度測定を行っており、平成 28 年度の環境基準及び指針値達成状況は、13 項目すべて達成している。
	騒音の状況	調査区域では、平成 28 年度に幹線道路の沿道で自動車騒音を 3 箇所で開催しており、環境基準及び要請限度の評価区域外の測定のため未評価である。
水環境の状況	水象の状況	調査区域には、天竜川、三峰川など 36 河川の一級河川がある。なお、海域や主要な湖沼はない。
	流量の状況	調査区域には、1 箇所の観測所があり、過去 5 年（平成 24 年度～平成 28 年度）の年平均流量は 31.13m ³ /s～38.29 m ³ /s の間で推移している。
	水質の状況	調査区域及びその周辺では、3 地点の水質測定点があり、平成 28 年度に生活環境の保全に係る項目のうち水素イオン濃度、浮遊物質質量及び大腸菌群数で環境基準値を超過している。
	地下水の状況	調査区域には、平成 28 年度に汚染井戸周辺地区調査を行っている地点が 1 地点、地下水の継続監視調査を行っている地点が 10 地点あり、継続監視調査ではテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過している地点がある。なお、平成 28 年度に概況調査を行った地点はない。
	湧水の状況	調査区域には、名水等に該当するものはない。
土壌及び地盤の状況	土壌の状況	調査区域では、天竜川や三峰川等の河川沿いに灰色低地土壌、そこから山間部に向かう台地上に黒ボク土壌及び多湿黒ボク土壌、更に西側や東側の山間部で褐色森林土壌の分布が見られ、天竜川東岸と西岸で同様に分布する。
	地盤の状況	調査区域には、地盤沈下が発生した地域はなく、「工業用水法」等の地盤沈下防止に係る法的な規制地域や対策地域もない。

表 4.1-1(2)調査結果の概要(自然的状況)

項目		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
地形及び地質の状況	地形の状況	調査区域は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地となる地形となっている。
	地質の状況	調査区域は、天竜川及び三峰川の低地・台地・山麓地で、堆積岩類の湖成堆積物、河成堆積物及び崩壊堆積物が広く分布している。東西に見られる山地部分には、付加体の美濃帯及び領家変成岩源岩と三波川変成帯が分布し、ところどころに火成岩類、深成岩類や変成岩類の分布が見られる。
	重要な地形及び地質の状況	調査区域には、地形及び地質に係る名勝及び天然記念物は分布していない。「日本の地形レッドデータブック」では、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質として挙げられる『天竜川右岸の河岸段丘と新期断層』の地形が広く存在する。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物の状況	既存資料より、調査区域において生息が想定される重要な動物の種数は、哺乳類 13 種、鳥類 60 種、両生類 6 種、爬虫類 3 種、魚類 18 種、昆虫類 151 種、底生動物 23 種及び陸産貝類 4 種である。 重要な生息地として、『ハッチョウトンボ』の生息の保護区が 1 箇所、『ミヤマシジミ』の保全研究箇所が 9 箇所ある。
	植物の状況	調査区域は、河岸段丘上の平地に水田雑草群落、その背後の山地にアカマツ群落が広く分布し、大きな河川はヤナギ低木群落及びヤナギ高木林の小さなまとまりが数多く見られる。また、河岸段丘の斜面ではアカマツ群落及びカスミザクラ-コナラ群落の樹林地が带状に分布する。 既存資料より、調査区域において生育が想定される重要な植物の種数は、維管束植物 194 種及び非維管束植物 58 種である。 重要な植物群落等として、天然記念物が 14 件、巨樹が 13 件、巨木林が 9 件、重要な植物群落が 1 件ある。
	生態系の状況	調査区域は、生物の生息・生息基盤となっている地形条件と植生条件より、自然環境の類型区分が①山地 - 二次林・人工林、②山地 - 二次草地・農耕地、③台地・低地 - 自然林・二次林・人工林、④台地・低地 - 農耕地、⑤市街地、⑥大規模河川 - 自然林・自然裸地・開放水域、⑦中規模河川 - 自然林・二次林・自然裸地・開放水域の 7 類型に大きく分類される。 調査区域の生態系を構成する動植物種は、広域的複合環境を利用する種・種群、複合環境を利用する種・種群及び特定の環境で生息・生育する種・種群の 3 区分に大きく分類される。
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	主要な眺望点及び景観資源の分布及び概況	調査区域では、『中央アルプス』と『南アルプス』を遠望できるとともに、田園景観、山里景観、河川景観及び山地景観が見られる。 調査区域には、主要な景観資源は 5 資源挙げられる。また、主要な眺望点は 23 箇所ある。
	主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布	調査区域には、人と自然との触れ合いの活動の場の資源として、天竜川や三峰川及びそれらの支流河川、河川沿いに位置する公園、緑地及びサイクリングロード、山麓地や山裾等に位置する緑豊かな公園や寺社、豊かな森林を有す山地などがある。 調査区域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は 26 箇所ある。

4.2 社会的状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の社会的状況を既存の文献又は資料に基づきとりまとめた。その調査結果の概要を表 4.2-1（P4-4～6）に示す。

表 4.2-1(1)調査結果の概要(社会的状況)

項目		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	人口の状況	駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の人口の合計は、109,851人で、長野県全体2,098,804人に対して約5%となっている。
	産業の状況	駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の産業別就業者数は、3市村とも第3次産業の割合が大きい。長野県全体と比べると第2次産業の割合が大きい。 長野県全体に対する割合は、農業における販売農家数が約4%、林業における林野面積が約7%、鉱工業における製造品出荷額等が約6%、商業における年間商品販売額が約4%となっている。
土地利用の状況	土地利用の状況	駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の地目別面積は、山林が最も多く、次に原野、田、宅地が多くなっている。
	土地利用基本計画の状況	調査区域には、「国土利用計画法」に基づいて策定された「土地利用基本計画」において都市地域、農業地域、森林地域に指定された土地がある。調査区域の大部分が都市地域に指定されており、その中に都市計画法に基づく用途地域が存在する。各市村に農業地域及び森林地域が存在し、農業地域の大部分は農用地区域となっている。
	その他の主要な事業等の状況	調査区域には、土地区画整理事業が5箇所、都市計画公園が16箇所存在する。
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	河川の利用の状況	天竜川水系の水利用は、発電と農業の利用割合が多く、発電は全体取水量の約9割を超えており、工業や上水道等の利用の割合は少ない。
	水道水源の状況	駒ヶ根市、宮田村及び伊那市は、箕輪ダムを水源とする長野県上伊那広域水道用水企業団から水道水の供給を受けており、上水道は取水量の6割前後が同企業団からの受水である。残りの配水量は、河川水（表流水）、伏流水、浅井戸水、深井戸水及び湧水となっている。 調査区域には、表流水、伏流水、浅井戸、深井戸及び湧水を水源とする水道水源が29箇所存在する。
	用水の状況	調査区域には、農業用の取水口が5箇所、農業用の排水口が20箇所存在する。
	漁場の状況	調査区域の天竜川本流及びその支流には、内水面における共同漁業権『第5種共同漁業』が長野県知事より免許されている。
交通の状況	道路の状況	調査区域における主な道路は、中央自動車道、国道153号、国道361号、主要地方道として伊那生田飯田線他計5路線、一般県道として南箕輪沢渡線他計11路線、広域農道として伊那中部広域農道計1路線、主要な市村道として市道環状南線（ナイスロード）他計22路線存在する。
	鉄道の状況	調査区域には、天竜川に沿ってJR飯田線が南北に縦断しており、10駅が存在する。平成27年度におけるこれらの駅の鉄道利用者の総数は、1日平均4,794人である。

表 4.2-1(2)調査結果の概要(社会的状況)

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅配置の概況	調査区域には、小学校が 14 校、中学校が 6 校、高等学校が 4 校、大学・短期大学が 1 校、幼稚園が 5 園、保育園及び保育所が 25 箇所、特別支援学校が 2 校、高齢者福祉施設が 46 箇所、障害者福祉施設が 30 箇所、児童福祉施設が 5 箇所、病院が 7 箇所、図書館が 5 箇所存在する。また、人口集中地区である DID 地区が、駒ヶ根市と伊那市にそれぞれ 1 箇所存在する。
下水道の整備の状況	平成 28 年度末現在の汚水処理人口の普及率は、駒ヶ根市が 94.9%、宮田村が 100.0%、伊那市が 93.9%であり、調査対象地域では約 9.4 割の普及率になる。長野県全体の 97.6%と比べると、宮田村は高い普及率で、駒ヶ根市及び伊那市は低い普及率である。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	調査区域における「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」は、以下のとおりである。 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により指定された鳥獣保護区が 3 箇所、特定猟具使用禁止区域(銃猟)が 3 箇所ある。 ・「文化財保護法」及び長野県、駒ヶ根市、宮田村、伊那市の条例に基づき、天然記念物が 14 箇所、史跡が 18 箇所、有形文化財(建築物)が 21 箇所ある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在し、主に天竜川右岸の台地部に分布が集中する。 ・「環境基本法」より定められた環境基準として、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、ダイオキシン類に係る基準がある。騒音に係る環境基準の地域の指定が、駒ヶ根市及び伊那市の一部地域に、水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する基準の類型指定が、天竜川と三峰川に指定されている。 ・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度(要請限度)が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。 ・「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。 ・「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。 ・「水質汚濁防止法」に基づく排水基準が定められた区域は、長野県内のすべての公共用水域が適用される。 ・「土壌汚染対策法」の規定による形質変更時要届出区域が、伊那市に 2 箇所ある。同法の規定による要措置区域はない。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定による指定区域が、伊那市に 1 箇所ある。 ・「都市緑地法」により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)が、駒ヶ根市で策定されている。 ・「景観法」に基づき、長野県は景観計画を策定し、景観行政団体である市町村の区域を除く県全域を景観計画区域としている。駒ヶ根市、宮田村及び伊那市が景観行政団体として景観計画を策定し、それぞれ市町村全域を景観計画区域としている。 ・「都市計画法」に基づく都市計画区域が指定されており、同法の規定により定められた用途地域がある。

表 4.2-1(3)調査結果の概要(社会的状況)

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	・「その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況」は、以下のとおりである。 ＊「森林法」による地域森林計画において策定された地域森林計画対象民有林がある。 ＊「砂防法」により指定された土地、「地すべり等防止法」による地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域がある。 ＊「水防法」に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位到達情報を通知及び周知する河川に対して、浸水想定区域が公表されている。 ＊「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」により指定された水資源保全地域はない。 ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち国の計画等は、以下のとおりである。 ＊天竜川水系河川整備計画 ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち長野県の計画等は、以下のとおりである。 ＊第四次長野県環境基本計画 ＊長野県総合 5 か年計画 2013～しあわせ信州創造プラン～ ＊駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ＊伊那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ＊生物多様性ながの県戦略 ＊天竜川水系伊那圏域河川整備計画 ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち駒ヶ根市の計画等は、以下のとおりである。 ＊駒ヶ根市第 3 次環境基本計画 ＊駒ヶ根市第 4 次総合計画 ＊駒ヶ根市都市計画マスタープラン ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち宮田村の計画等は、以下のとおりである。 ＊宮田村環境基本計画（第 2 次計画） ＊宮田村第 5 次総合計画後期基本計画 ＊宮田村都市計画マスタープラン ・「地域における計画・戦略・目標等」のうち伊那市の計画等は、以下のとおりである。 ＊伊那市環境基本計画＜中間見直し版＞ ＊第 1 次伊那市総合計画【後期基本計画】 ＊伊那市都市計画マスタープラン
その他の事項	「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」によると、平成 24 年度の長野県の建設副産物の再資源化等率は 96.3%で、全国と同程度の状況であった。駒ヶ根市、宮田村及び伊那市には、平成 30 年 6 月現在、産業廃棄物処理施設の最終処分場はないが、中間処理施設が 54 施設存在する。